

情報通信審議会 有線放送部会（第21回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成19年8月31日(金) 14時00分～15時10分

於、第1特別会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根元 義章（部会長）、関根 千佳（部会長代理）、大谷 和子、根岸 哲
（以上4名）

第3 出席した関係職員

(1) 情報通信政策局

小笠原 倫明（情報通信政策局長）、河内 正孝（審議官）、
藤島 昇（地域放送課長）、野崎 雅稔（地域放送課技術企画官）、
吉田 博史（地上放送課長）

(2) 事務局

今林 顯一（情報通信政策局総務課長）

第4 議題（非公開にて審議）

諮問事項

1. 日本海ケーブルネットワーク株式会社から申請された再送信同意に係る裁定について
【諮問第1180号】
2. 株式会社鳥取テレピアから申請された再送信同意に係る裁定について
【諮問第1181号】
3. 株式会社中海テレビ放送から申請された再送信同意に係る裁定について
【諮問第1182号】
4. 鳥取中央有線放送株式会社から申請された再送信同意に係る裁定について
【諮問第1183号】
5. 山陰ケーブルビジョン株式会社から申請された再送信同意に係る裁定について
【諮問第1184号】
6. 出雲ケーブルビジョン株式会社から申請された再送信同意に係る裁定について
【諮問第1185号】
7. 三原テレビ放送株式会社から申請された再送信同意に係る裁定について

【諮問第 1186 号】

8. 株式会社東広島ケーブルメディアから申請された再送信同意に係る裁定について

【諮問第 1187 号】

9. 尾道ケーブルテレビ株式会社から申請された再送信同意に係る裁定について

【諮問第 1188 号】

10. Kビジョン株式会社から申請された再送信同意に係る裁定について

【諮問第 1189 号】

11. 株式会社アイ・キャンから申請された再送信同意に係る裁定について

【諮問第 1190 号】

開 会

○根元部会長　それでは時間になりました。関根委員はまだご到着ではございませんが、ご出席のご予定でございます。定足数、5名中4名ということで、満足しておりますので、時間になりましたので、第21回の有線放送部会を開始させていただきたいと思えます。

また、本日の会議は、情報通信審議会議事規則第9条第1項第2号（有線テレビジョン放送法第26条の2第1号、第3号及び第4号に掲げる事項に関する審議）の規定によりまして、非公開にて会議を行いたいと思えます。

議 題

1. 日本海ケーブルネットワーク株式会社から申請された再送信同意に係る裁定について
【諮問第1180号】
2. 株式会社鳥取テレトピアから申請された再送信同意に係る裁定について
【諮問第1181号】
3. 株式会社中海テレビ放送から申請された再送信同意に係る裁定について
【諮問第1182号】
4. 鳥取中央有線放送株式会社から申請された再送信同意に係る裁定について
【諮問第1183号】
5. 山陰ケーブルビジョン株式会社から申請された再送信同意に係る裁定について
【諮問第1184号】
6. 出雲ケーブルビジョン株式会社から申請された再送信同意に係る裁定について
【諮問第1185号】
7. 三原テレビ放送株式会社から申請された再送信同意に係る裁定について
【諮問第1186号】
8. 株式会社東広島ケーブルメディアから申請された再送信同意に係る裁定について

【諮問第1187号】

9. 尾道ケーブルテレビ株式会社から申請された再送信同意に係る裁定について

【諮問第1188号】

10. Kビジョン株式会社から申請された再送信同意に係る裁定について

【諮問第1189号】

11. 株式会社アイ・キャンから申請された再送信同意に係る裁定について

【諮問第1190号】

○根元部会長　それでは、初めに、諮問第1180号から第1190号の中国地方の有線テレビジョン放送事業者からの裁定申請、それに対する放送事業者からの意見書、これらにかかわる論点等及び裁定にかかわる事業者に対する意見聴取結果について、総務省から説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○藤島地域放送課長　地域放送課長の藤島でございます。

お手元に諮問書、非常に大部の資料をお配りさせていただいておりますけれども、お時間も限られておりますので、ごく簡潔に諮問の概要について述べさせていただきたいと存じます。

まず、右肩に資料21-1と書いておる資料、これが諮問書の本体でございますので、これについて、まず代表例としてご説明をさせていただきます。

1枚めくった2ページでございます。日本海ケーブルネットワーク株式会社からの裁定申請の概要についてご説明をさせていただきたいと存じます。

裁定申請日は、平成19年5月30日でございます。

裁定申請者である日本海ケーブルネットワーク株式会社でございますが、鳥取県鳥取市に本社を置き、鳥取市の一部、倉吉市の一部及び東伯郡三朝町の全域において業務を行っている有線テレビジョン放送事業者でございます。加入者は約5万2,000人となっております。

裁定の対象事業者は岡山県の放送事業者であります。テレビせとうち株式会社でございます。

裁定申請の理由としては、再送信同意に係る協議が不調のためとされており、テレビせとうち株式会社のデジタル放送を除く岡山標準テレビジョン放送局の放送、いわゆるアナログ放送の再送信を希望しております。

再送信を行おうとするエリアは、業務エリアと同じく、鳥取市の一部、倉吉市の一部及び東伯郡三朝町の全域でございまして、最後のページに別紙として、具体的な再送信希望エリアを記載しております。

また、再送信の開始希望日は、裁定があり次第速やかにということでございます。

協議の経過でございますが、平成10年2月から平成19年5月まで、区域外再送信に係る協議をテレビせとうち株式会社と継続してきたところですが、協議が調わなかったため、裁定申請に至ったというものであります。

1枚おめくりいただきました3ページでございますが、意見の対立点でございます。申請者によりますと、テレビせとうちがアナログ放送の区域外再送信に係る同意を承諾できない理由として、1. 地域免許制度に関しては、地域放送事業者のため、放送エリア以外の視聴者からの苦情に責任を持たない。放送法と有線テレビジョン放送法の間で、放送エリアについて制度上の矛盾がある。緊急情報や政見放送がエリア外に流れると、視聴者に混乱を招くおそれがある。国政選挙の政見放送などで視聴者が混乱する。

2. 著作権処理に関しては、番組購入先から契約違反を問われる。洋画やスポーツ中継などの著作権処理も問題。

3. CMスポンサーに関しては、地域限定CM、プレゼント募集などで、スポンサーによっては支障が出る。

4. 大臣裁定制度に関しては、制定当時のCATV事業者に技術的な要件を定めたもので、現在の裁定状況とは異なっている。大臣裁定制度は、一方的な制度。

5. 協議の内容と期間に関しては、大分の大臣裁定の行方や長野キー局の動きを見て判断したい。引き続き協議を継続したいと主張されているとのことでございます。

それに対しまして、申請者としては、1番の地域免許制度に関しては、テレビせとうちの再送信は、視聴者からの強い要望がある。テレビせとうちの再送信は、都市部と地方の情報格差を是正するために必要。当社のエリア内で実際にアンテナ受信できる以上、再送信は認められるべき。過去、災害情報などによるクレームは受けていない。視聴者側が適正に判断するので、混乱は起きない。

2. 著作権処理に関しては、日本ケーブルテレビ連盟を窓口、各権利団体と協議、調整、権利処理をしている。新しいルールができれば、それに従う。

3のCMスポンサーに関しましては、視聴エリアの拡大は、スポンサーにとってメリットもある。テレビせとうちにとっても、営業上プラスになることも多い。

4番の大臣裁定制度に関しては、テレビせとうちの主張は、放送事業者が再送信同意を拒むことができる正当な理由に該当しない。協議による解決を望んでいるが、同意が得られないのであれば、現行法の範囲で対応せざるを得ない。

5番の協議の内容と期間に関しましては、大分は、デジタル波の申請で、アナログ波では同意がなされている。大分で同意すべきとの裁定がおりたとしても、テレビせとうちから同意が得られる保証がない。同意が得られる見通しが無い以上、法令遵守のためには、これ以上、協議を延長できないとの主張をしているところでございます。

以上が、日本海ケーブルネットワーク株式会社からの裁定申請の概要でございます。

引き続きまして、資料21-2から9まで一括してご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、資料21-2が、株式会社鳥取テレトピアについての諮問。

次に、21-3が、株式会社中海テレビ放送についての諮問。

21-4が、鳥取中央有線放送株式会社についての諮問。

資料21-6が、出雲ケーブルビジョン株式会社についての諮問。

資料21-7が、三原テレビ放送株式会社についての諮問。

資料21-8が、株式会社東広島ケーブルメディアについての諮問。

資料21-9が、尾道ケーブルテレビ株式会社の諮問でございます。

諮問文はそれぞれ事業者名が異なること以外は同じでございますので、読み上げは割愛させていただきまして、それぞれの事業者の概要のみ、簡潔にご説明を申し上げます。

まず、資料21-2の株式会社鳥取テレトピアでございますが、鳥取県鳥取市に本社を置き、鳥取市の一部地域において業務を行っている有線テレビジョン放送事業者でございます。加入者は約9,000人となっております。

次に、資料21-3の株式会社中海テレビ放送でございますが、鳥取県米子市に本社を置き、鳥取市、境港市の全域、西伯郡伯耆町の一部、西伯郡日吉津村、日野郡日南町、西伯郡南部町、西伯郡大山町の全域において業務を行っている有線テレビジョン放送事業者でございます。加入者は約3万7,000人となっております。

資料21-4の鳥取中央有線放送株式会社でございますが、鳥取県東伯郡琴浦町に本社を置き、湯梨浜町、北栄町、琴浦町の全域において業務を行っている有線テレビジョン放送事業者でございます。加入者は約1万4,000人となっております。

次に、資料21-5の山陰ケーブルテレビジョン株式会社でございますが、島根県松

江市に本社を置き、松江市の一部地域において業務を行っている有線テレビジョン放送事業者でございまして、加入者は約3万4,000人となっております。

次に、資料21-6の出雲ケーブルビジョン株式会社でございまして、島根県出雲市に本社を置き、出雲市の一部、簸川郡斐川町の全域において業務を行っている有線テレビジョン放送事業者でございまして、加入者は約2万3,000人となっております。

次に、資料21-7の三原テレビ放送株式会社でございまして、広島県三原市に本社を置き、三原市の一部地域において業務を行っている有線テレビジョン放送事業者でございまして、加入者は約6,000人となっております。

次に、21-8の株式会社東広島ケーブルメディアでございまして。これは広島県東広島市に本社を置き、東広島市の一部地域において業務を行っている有線テレビジョン放送事業者でございまして、加入者は約8,000人となっております。

次に、資料21-9の尾道ケーブルテレビ株式会社でございまして、広島県尾道市に本社を置き、尾道市の一部地域において業務を行っている有線テレビジョン放送事業者でございまして、加入者は約9,000人となっております。

いずれの申請者も、テレビせとうち株式会社、岡山県標準テレビジョン放送局の放送の再送信を希望しており、平成19年5月まで再送信同意に係る協議を、テレビせとうちと継続してきたところですが、協議が調わなかったため、裁定申請に至ったものというものでございます。

引き続きまして、資料21-10がKビジョン株式会社についての諮問、資料21-11が株式会社アイ・キャンについての諮問でございまして。

諮問文は、こちらのほうも、それぞれ事業者名が異なる以外は同じでございまして、読み上げは割愛させていただきます。それぞれの事業者の概要のみを簡潔にご説明を申し上げます。

まず、資料21-10のKビジョン株式会社からの裁定申請の概要についてでございます。

2ページになりますが、裁定申請日は、平成19年5月30日でございまして。

裁定申請者であるKビジョン株式会社は、山口県山口市に本社を置き、下松市、光市、周南市の一部において業務を行っている有線テレビジョン放送事業者でございまして、加入者は約2万5,000人となっております。

裁定の対象者である株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島、広島テレビ

放送株式会社、株式会社中国放送の広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送を除く）の再送信を希望しております。

再送信を行おうとするエリアは、山口県周南市の一部、下松市の一部でございまして、再送信の開始希望日は、裁定があり次第、速やかにということでございます。

協議の経過でございますが、平成19年5月までの相当期間、再送信同意に係る協議を、裁定対象者4社と継続したところですが、協議が調わなかったため、裁定申請に至ったものでございます。

1枚おめくりいただきまして、意見の対立点でございます。申請者によりまして、裁定に係る放送事業者4社がアナログ放送の区域外再送信に係る同意を承諾できない理由として、①4社共通で、県域放送に係る主張として、地域免許制度に基づいて、県域放送の免許を受けており、県外での大規模施設による再送信には同意できない。

②番、これも4社共通で、著作権処理に係る資料として、著作権の権利処理が行われていない。

③番目に、これも4社共通で、災害時の選局に関する主張として、災害時に当社の放送を視聴していたために、地元放送局が放送している災害情報が伝わらず、生命財産を危うくするというケースが起こり得る。

④番目に、広島ホームテレビ以外の3社につきまして、コマーシャルに関する主張として、地域を限定して販売する商品など、広島県限定のコマーシャルがある。これは5ページのほうでございますが、県外で放送されると、視聴者からのクレームにつながる。

⑤番目に、広島テレビ及び中国放送につきまして、被取材者の人権に関する主張として、こちらは6ページのほうをごらんいただきたいと存じますが、ドキュメンタリー番組等の制作で、広島県内に限って放送することを条件に取材に応じるといったケースがある。県外で放送が流れることで、人権が侵害されることもあり得る。

⑥番目が、4社共通でございますが、過去の同意に関する主張として、過去に同意したとき、ケーブルテレビ局は零細で育成すべきとの考えがあつて同意した。現在は大規模な会社も出現、経営もよくなっており、区域外再送信の必要がなくなっていると考え。また、同意したときと、現在では人権問題や著作権の問題等、大きく変わっている。

なお、中国放送に関する主張としましては、同意書の中の番組中の著作物に係る著作権については、申込者の責任において処理するに反しており、これは不同意理由になると考えるとの主張もされているとのことでございます。

これに対しまして、申請者としては、①番の県域放送については、放送波は当社エリア内で受信している。視聴できないと、アンテナによる直接受信者との情報格差が生じる。広島との生活・文化的結びつきは強く、広島民放局の放送は広域的な交流を促進し、地域の活性化に寄与している。

②番目の著作権処理については、著作権問題は十分認識している。音楽をはじめ5団体の著作権料は、請求分については支払済み、裁定に係る放送事業者4社に帰属する著作権等については、協議して解決できる問題だと考える。

③番の災害時の選局については、チャンネルの選択権は視聴者にあり、どの放送番組を見るかの判断は、視聴者にゆだねられている。

④番目のコマーシャルについては、電波はスピルオーバーして、方々でアンテナ受信され、視聴されている。大きな問題になるとは考えられない。

⑤番目の被取材者の人権については、コマーシャルの問題と同様、スピルオーバーは現実であり、近県に流れるのは想定内ではないか。東京や大阪で放送されるわけではない。

⑥番目に、過去の同意につきましましては、過去に2度、広島ホームテレビについてのみは賛同、同意を得ている。その後、法制度が変わったわけではなく、また、同意の際の遵守事項に当社が反したという事実もない。同意しないということに納得いかない。何より尊重すべきは、視聴者の存在だ。10年間にわたって視聴し、情報を得てきた放送が視聴できなくなることは、視聴習慣を断ち、情報化に逆行する。視聴者はこれまで見られてきたことを既得権と理解し、合理的な理由、根拠もなく視聴する権利が喪失することは想定していないとの主張をしているところでございます。

以上が、主要事由の説明でございまして、続きまして、資料21-11の株式会社アイ・キャンからの裁定申請の概要につきましまして、ご説明を申し上げます。

これも1枚めくった2ページでございしますが、裁定申請日は、平成19年5月30日でございます。

株式会社アイ・キャンは、山口県岩国市に本社を置き、山口県岩国市の一部及び玖珂郡和木町の全域において業務を行っている有線テレビジョン放送事業者でございまして、加入者は約2万5,000人となっております。

裁定の対象者である株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島、広島テレビ放送株式会社、株式会社中国放送の広島標準テレビジョン放送局の放送（デジタル放送

を除く)の再送信を希望しております。

1枚おめくりいただきまして、再送信を行おうとするエリアは、業務エリアと同じく、山口県岩国市の一部、玖珂郡和木町の全域でございます。再送信の開始希望日は、裁定があり次第速やかにとのことでございます。

協議の経過でございますが、平成19年5月まで相当期間、再送信同意に係る協議を、裁定に係る放送事業者4社と継続してきたところでございますが、協議が調わなかったため、裁定申請に至ったところであります。

1枚おめくりいただきまして、意見の対立点でございます。申請者によりますと、裁定に係る放送事業者4社が、アナログ放送の区域外再送信に係る同意を承諾できない理由として、1番、地域免許に係る主張として、総合通信局に免許申請を行っているのが、広島県エリアであり、山口県は免許エリアではないので、同意ができない。

2番目に、放送エリアの考え方に関する主張として、基本的に広島県内が放送エリアで、旧岩国市や由宇町等については、電波が漏れて受信可能であることはわかっているので、放送エリアと考えていて同意してもよいと考えているが、合併後のその他の岩国市域は放送エリアとは考えていないので、同意できない。

3番目の地元放送事業者の許可に関する主張として、中国放送を除く3社は、区域外波となるので、山口県同系列放送局(山口朝日放送等)の許可を得なければ、同意はできない。

4番目の著作権処理に関する主張として、5団体処理を行っているのはわかったが、その他の音楽事業者協会などは、広島県に許可をもらっているのに、勝手に山口県に流すとなると、問題になる。すべての権利処理についてクリアにならないと同意できない。

5番のエリア拡張に関する主張として、営利目的である有線テレビジョン放送事業者がエリア拡張するとともに、地元放送事業者の放送エリアも広がっていくのは、免許制度、放送エリアの観点から同意できない部分である。

6番目の広島県のみCMの扱いに関する主張として、例えば、全国チェーン展開のコンビニエンス店が広島県限定のCMを流して、山口県民が誤解することがあるかもしれない。

7番目に、災害情報放送時の責任問題に関する中国放送の主張として、災害時に山口県内波を見ずに中国放送を見ていて、逃げおくれた等の話となると問題になるので、山口県民は山口県放送局を見るべきであると、主張されているとのことでございます。

これに対しまして、申請者といたしましては、1番、地域免許に関する主張として、まず4社共通で、岩国市及び玖珂郡和木町は広島県に隣接しており、地域性・生活圏・経済圏、電波受信状況の点から、もともと広島県放送局・山口県放送局の両方を視聴する習慣が数十年続いている。建造物による電波障害（防衛施設庁、県営住宅、アライブのアナログチャンネル変更対策、一般マンション等）の対策でも広島波、山口波の両方を補償している。岩国市の中には、地域によって愛媛波を視聴しているところもあるが、経済圏が違うため、愛媛波を再送信するつもりはない。

2番目に放送エリアの考え方に関する主張につきましては、岩国市域において、広島波は一般家屋アンテナでも普通に受信・視聴している電波であり、共同受信施設でも受信・視聴していた電波がアンテナからの移管や既設共同受信施設の老朽化、デジタル化ができない施設の移管策として、ケーブルテレビを導入しているのに、移管前の放送内容が引き継げないのは加入者にとって不利益となる。

裁定対象の放送事業者4社とも、美和町内最大規模の共同受信施設をはじめ、過去に再送信同意書を出していた経緯もある。

また、合併後の岩国市で地域情報格差是正のため、ケーブルテレビ網を整備しているのにもかかわらず、情報格差が広がることは矛盾している。

山口波はサテライト局の電波を受信、広島波は親局の電波が受信できるので、広島波のほうが画質がよく、住民はそちらを見る傾向が強い。

テレビ新広島以外の3社の放送番組のタイムテーブルに掲載されているサービスエリア（視聴可能エリア）には、旧岩国市はもちろん岩国市全域がサービスエリアとして記載されている。

3番目に、地元放送事業者の許可に関する主張につきましては、山口県内同系列放送局である山口朝日放送株式会社へも何度もお願いに行っているが、当社の状況は理解していただいているものの、許可はいただけない状況となっている。

また、山口朝日放送株式会社は平成5年開局の比較的新しい局で、電波送信所も少なく、受信している世帯・共同受信施設は少ないという現実があり、当社の加入者が増加することにより、山口朝日放送株式会社を視聴可能になる世帯も増加しているという状況もある。

4番目に、著作権処理に関する主張につきましては、権利処理について5団体は対応済みで、JASRACは区域外放送分も支払っている。音楽事業者協議会と日本CAT

V連盟のルールづくりの協議も始まったと聞いている。その他の団体は、日本CATV連盟本部で対応協議する準備ができていて、協議がまとまり次第、各CATV局へ報告がおりてきて対応することとなっている。

また、広島東洋カープ球団にもお願いに行き、岩国市は放送範囲だと口頭で許可をもらった。

5番目に、エリア拡張に関する主張につきましては、共同受信施設の移管に関しては、営利目的の多チャンネルコースを押しつけるのではなく、共同受信施設救済のために再送信のみのコースを月額900円として特別に設けている。

また、岩国市域は両県の放送が見られることが当然となっているので、当社は、CATVに加入したら、区域外波が見られるという営業はしていない。

6番目に、広島県のみCMの扱いに関する主張として、地域限定のCMに関しては、視聴者側の認識の問題であり、今まで問題が起きたことはないと思われる。

7番目に、災害情報を放送時の責任問題に関する主張といたしまして、視聴者側の認識の問題であり、今でもローカルニュース、災害情報、選挙情報など、視聴者はチャンネルを使い分けて見ているので、問題は起きないと思われると主張しているところでございます。

以上が、Kビジョン株式会社及び株式会社アイ・キャンからの裁定申請の概要でございます。

続きまして、資料21-12から16につきましては、放送事業者からの意見書となっております。

以下、その意見を踏まえた中国地方の有線テレビジョン放送事業者からの裁定申請に関する論点等につきましては、非常に資料が、これらは分厚うございますし、また、論点が重なっているところも多うございますので、事務局のほうで取りまとめました資料21-17を用いまして、ご説明をさせていただきたいと存じます。

資料21-17というA4横長の資料についてでございます。これは有線テレビジョン放送事業者11社から、地上アナログ放送の再送信同意に係る大臣裁定の申請が、本年5月30日になされたというものでございまして、総務省ではこの申請を受けまして、有線テレビジョン放送法第13条第4項に基づき、裁定の対象となる放送事業者に対して、本年7月17日火曜までの期間を区切って意見の提出を求め、各放送事業者から意見の提出を受けたところでございます。

今回の審議に先立ちまして、裁定対象者である岡山県及び広島県の放送事業者から提出された意見書の意見と、裁定申請者である鳥取県、島根県、広島県及び山口県の有線テレビジョン放送事業者からの意見を対比させて、どのような論点が考えられるかということにつきまして、本日以降ご議論をいただきたく存じまして、事務局のほうでたたき台として作成したのが、資料21-17でございます。

それでは、まず、表紙をおめくりいただきました1ページから、順にご説明をさせていただきますと存じます。まず、裁定申請の要件確認についてでございますが、放送事業者からの意見として、協議継続中であつたところ、中国総合通信局が一定期日までに違法状態を解消するよう指導したため、まだ協議が調っていないのに、裁定申請となつてしまったものであり、一方的な裁定申請は遺憾であるという意見が出されております。

一方、有線テレビジョン放送事業者側からは、解決の見通しが立たないため、協議を延長できないという意見が出されております。

これにつきましては、中国総合通信局においては、裁定の申請後、すべての事業者双方に対して、じかに当事者間による協議ではこれ以上の進展は期待できないものと確認しているところ、協議が調わずということができないのではないかと考えられるのではないかと思います。

次に、2ページでございます。放送の地域性及び県域免許制度との関係についてでございますが、放送事業者側からは、放送対象地域を超えるものについては、放送の意図を歪曲するという意見が出されております。

一方、有線テレビジョン放送事業者側からは、現在の県域免許制度は、以前同意を得たときと変わらないという意見が出されております。

これに関しましては、福岡・大分の事例を踏まえますと、再送信同意制度の趣旨を踏まえると、放送の意図とは放送の番組編集意図を指し、直接受信可能地域か否かにかかわらず、放送事業者がどの地域に限定して再送信を認めるかということは含まれていないのではないかと。

再送信によって、放送の意図が害され、または歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められず、再送信に同意しない正当な理由とは認められないのではないかと、いうものが考えられるのではないかと思います。

次に、3ページでございます。経営的な影響と地元放送事業者の承諾についてでございます。放送事業者からは、区域外再送信の拡大が、地元放送事業者の視聴率の低下な

ど経営的な影響を与えるという意見が出されております。

一方、有線テレビジョン放送事業者側からは、視聴エリアの拡大は発局にもメリットがあるという意見が出されております。

これにつきましても、福岡・大分での事例を踏まえますと、再送信について放送の意図が害され、または歪曲されることをうかがわしめる具体的事実が認められず、再送信に同意しない正当な理由とは、認められないのではないかとこのものが考えられるのではないかと思います。

次に、4ページでございます。著作権処理についてでございますが、放送事業者側からは、著作権処理が不十分であるという意見が出されております。

一方、有線テレビジョン放送事業者側からは、著作権問題は十分認識している。放送事業者に帰属する著作権等については、協議により解決できる問題という意見が出されております。

これにつきましても、福岡、大分での事例を踏まえますと、放送の意図を担保する有線テレビジョン放送法の再送信同意制度と、創作性を保護する著作権制度は別個の制度ととらえるのが適当であり、裁定に当たり勘案する必要はないのではないかと。

金銭面の問題については、有線テレビジョン放送法の裁定ではなく、私権である著作権法に基づく著作権及び著作隣接権の行使によって解決されるべきではないかというものが考えられるのではないかと思います。

次に、5ページでございます。視聴者に与える影響についてでございますが、放送事業者側からは、地域住民の不利益や経済の停滞につながるという意見が出されております。

一方、有線テレビジョン放送事業者側からは、発局の県域との生活・文化的な結びつきは強く、発局の放送は広域的な交流を促進し、地域の活性化に寄与するという意見が出されております。

これにつきましても、福岡・大分での事例を踏まえますと、地元情報を含め、どの情報を摂取するかは、情報の受け手である視聴者の自主的な選択がまず尊重されるべきものであり、放送事業者が判断すべき事項ではないため、放送の意図が害され、または歪曲されることとは関係がなく、裁定に当たり勘案する必要はないのではないかと。

緊急災害情報の円滑な伝達について、県外の放送事業者が県民の生命的・財産的な利益の観点から主張することは、放送の意図が害され、または歪曲されることとは関係な

く、裁定に当たり勘案する必要はないのではないかと考えられるのではないかと思います。

次に、6ページでございます。アナログ放送の配信に関する同意状況についてでございます。本論点が、今回の裁定の最大のポイントのうちの1つかと存じます。放送事業者側からは、同意なき再送信は、有線テレビジョン放送法違反である。許諾のない再送信は著作権法違反である。これは5基準のうち、ケーブルテレビ事業者としての適格性に問題がある場合に該当するという意見が出されております。

一方、有線テレビジョン放送事業者側からは、過去に複数回同意を得ており、その後、法制度が変わったわけではなく、同意の際の遵守事項に反した事実もない。同意しないということに納得がいけないという意見が出されております。

これにつきましては、5基準のうちケーブルテレビ事業者としての適格性については、有線テレビジョン放送事業者が資金的・施設的に放送の意図を歪曲せずに継続して再送信が行われるかどうかを判断するための基準であり、コンプライアンスの確保等を判断する一般的な適格性とは直接には異なるものと、これまでは解されているところでございますが、この際、放送事業者が当初同意していたものの、その後同意しなくなった理由は合理的なものかどうか。今回の意見書にある理由以外のものがあるかどうか。

有線テレビジョン放送事業者は、なぜ今日まで同意が切れていたにもかかわらず裁定申請をしなかったのか等々に基づき、判断するべきかというようなことが考えられるのではないかと存じます。

次に、7ページでございます。情報格差の是正についてでございますが、放送事業者側からは、ケーブルテレビにおける「有料かつ地域限定での情報格差是正」と地上放送事業における「無料かつ域内あまねく普及」には大きな違いがあるという意見が出されております。

一方、有線テレビジョン放送事業者側からは、区域外の放送波の直接受信可能地域においては、アンテナによる直接受信する人との間に情報格差が生ずるという意見が出されております。

これにつきましては、4波地域か否かについては、放送事業者の放送の意図が害され、または歪曲されることとは直接関係があるとは言えないのではないかと存じます。

情報格差の有無は補完的な事情であって、それのみをもって直ちに再送信が認められるかどうかを判断する論点とはならないのではないかと存じます。

情報格差の有無のみに基づいて、正当な理由があるかどうかを判断することはできず、単に情報格差がないことのみをもって、同意しない正当な理由があるとは言えないのではないかというようなものが考えられるのではないかと思います。

次に、8ページでございます。裁定制度等の見直しについてでございますが、放送事業者側からは、総務省が昭和61年の国会答弁で表明した正当な理由のいわゆる5基準は実態に合っておらず、見直しが必要であるという意見が出されております。

一方、有線テレビジョン放送事業者側として、今回の裁定申請者の申請書には特段の記述はございませんでしたが、社団法人日本ケーブルテレビ連盟におきましては、5基準は現在でも有効であるという旨の主張がされております。

これにつきましては、福岡・大分での事例を踏まえたと、単なる5基準の見直しは行政への要望であって、同意しない正当な理由とは言えないのではないかということが考えられるのではないかと思います。

以上が、放送事業者及び有線テレビジョン放送事業者から提出された意見の論点の概要でございます。

資料のうち9ページと10ページにつきましては、制度の概要についての裁定でございますので、説明を省略させていただきます。

また、11ページにつきましても、参考として、過去のアナログの裁定事例の2件につきまして、念のため、参考におつけしたものでございます。

論点についての説明は、以上でございます。

さらに引き続きまして、長くなって恐縮でございますが、中国地方の裁定申請に関する裁定申請者及び申請に係る放送事業者への意見聴取結果に基づきまして、資料21-18に沿って、ごく概略を説明させていただきたいと存じます。

本件は、有線テレビジョン放送事業者11社及び裁定に係る放送事業者5社、すべての事業者の組み合わせについて、再送信同意に関する過去、現在、将来の認識等について質疑応答を行った結果を表にしたものでございます。

まず、日本海ケーブルネットワーク株式会社とテレビせとうち株式会社についてから、ご説明をさせていただきます。

まず、1ページの同意書に記載されている期限に関する認識があったかどうかにつきましても、有線テレビジョン放送事業者からの回答では、テレビせとうち（以下、TSCと略称させていただきます）からいただいている直近の同意書（平成9年2月28日

付)の有効期限は、平成9年4月1日から平成10年3月31日です。有効期限前の平成10年3月にTSCに電話確認をしたところ、同意書はいつ発行できるかわからない旨の発言があり、同年4月1日までにTSCからの同意書が届かなかったため、期限切れとなってしまいましたとの回答でございました。

他方、放送事業者からの回答では、日本海ケーブルネットワークとは、平成9年4月1日から平成10年3月31日までの1年間を期限として再送信の同意をした。平成9年12月から区域外再送信には同意しないこととなり、資料から推測して、その旨を通知したと思われる。その後、日本海ケーブルネットワークからは更新申請があったが、その都度、同意できない方針に変更がないことを電話で通知した。当社としては同意していない以上、いずれかの時点で再送信は停止されるものと思っていたとの回答でございました。

協議の申し入れがあったかどうかにつきましては、有線テレビジョン放送事業者からの回答では、平成10年2月18日付で弊社担当者からTSC様あてに、平成10年度の再送信同意申込書を郵送していますが、この申込書郵送に前後して、弊社担当者がTSCに電話確認(平成10年3月9日)したところ、ポケモン事件、これは平成9年12月16日や、系列キー局の方針などから、同意書はいつ発行できるかわからない旨の回答がありました。

また、この電話でTSC担当者からは、著作権の問題など内部で検討しなければならないことがある。ポケモン事件もあり、系列局としてどのような対応をするかも問題などのお話もありました。

平成11年以降も毎年2月に同意申込書を郵送していますが、TSCからはその都度電話で同意書は出せない旨の連絡を受けています。しかし、再送信することへの言及は受けておりませんとの回答でした。

他方、放送事業者からの回答では、更新申請に対して電話で回答しているが、面談での協議は行っていない。

協議の申し出につきましては、平成19年1月下旬ごろ日本海ケーブルネットワークより面談したいとの連絡があり、2月8日に総務部長葛原が、日本海ケーブル徳田常務と鳥取テレピアと面談した。2社からは区域外再送信に同意してほしいとの申し出があったが、当社としては区域外再送信に同意していないことを説明。今後引き続き、協議したいとの申し出があった。

協議への対応につきましては、当社葛原は今後の協議について同意した。

協議の内容につきましては、平成19年2月27日、3月23日、4月11日、5月15日に当社で協議を行った。当社は常務平崎、総務部長葛原が対応。日本海ケーブルの徳田常務と協議した。協議は中海テレビ、鳥取テレトピア、鳥取中央有線と合同で行った。日本海ケーブルネットワークなど、各社からは改めて再送信の同意を求められたが、区域外再送信については現段階では同意しない方針に変更がない旨を説明。また、区域外再送信の問題は、地域免許制度との整合性や著作権の問題などで、民放連をはじめ他地区でも問題となっている複雑な問題であり、すぐに結論が出る問題ではないが、引き続き当事者間で協議を行っていきたいとの要望を伝えたとの回答でございました。

次に、違法の可能性についての認識があったかどうかにつきましては、有線テレビジョン放送事業者からの回答では、違法とは認識していませんでした。平成10年4月以降、同意書はいただけていませんが、弊社からは毎年同意申込書を郵送し、再送信をお伝えして同意をお願いしています。

TSCからは再送信自体への言及や放送中止を求められたことはなく、暗黙に了解していただいているものと判断していました。

また、過去に同意を得ていた期間があり、期限切れが直ちに違法になるとは認識していませんでしたとの回答でした。

現状の是正をしたかどうかにつきましては、有線テレビジョン放送事業者からの回答では、TSCから再送信していることへの言及や放送中止を求められたことはなく、再送信につきましては、暗黙に了解していただいているものと理解していました。

過去に再送信に同意していただいていた期間もあり、期限切れが直ちに違法になるとは認識していませんでしたとの回答でございました。

他方、放送事業者からの回答では、同意をしていない以上、再送信を停止するのは当然のことであり、当社としては有線放送事業者が自らの判断のもと、再送信が停止されるものと思っていたので、停止を求めなかったとの回答でした。

現状の同意の認識につきましては、有線テレビジョン放送事業者からの回答では、平成19年2月8日の交渉の中で、TSCから流すなどと言わない旨の発言があり、現状のアナログ再送信については暗黙の了解が得られているものと理解していましたとの回答でした。

他方、放送事業者からの回答では、同意がないという認識である。同意書を出してい

ない以上、不同意であり、そのことは当該事業者も認識しているはずであるとの回答でございました。

協議の意向があるかどうかにつきましては、有線テレビジョン放送事業者からの回答では、中国総合通信局から、平成19年5月31日までに適法な状態に是正するよう指導、平成19年4月19日付があり、期限までに適法な状態に是正できない場合には、法令に基づき相当の措置をとることがあるとの指摘を受けました。

TSCからは継続協議の意向が示されましたが、このまま協議を続けても同意が得られる見通しが立たなかったために、裁定申請に踏み切りましたとの回答でした。

他方、放送事業者からの回答では、さきに申し述べたとおり、協議を引き続き行う用意はある。区域外再送信の問題を解決するためには、地域免許制度と有線テレビジョン放送法との整合性が図られることや、著作権問題の解決が必要である。こうした問題は、当社1社のみが解決できる問題ではなく、民放連やキー局も含めた業界全体のルールづくりが必要である。こうしたルールづくりがなされれば、当事者間の協議によってこの問題の解決も可能ではないかと考える。

九州の裁定申請について、どのように考えるかにつきましては、有線テレビジョン放送事業者からの回答では、九州の大臣裁定結果は、受信者の利益保護の観点から公正で的確な判断と高く評価しています。

再協議、解決の可能性は、発局であるTSC及びキー局のテレビ東京の対応次第であると考えています。

九州の裁定結果を受け、同意を前提に協議してもらえるのであれば、裁定によらない解決も可能と考えていますとの回答でした。

他方、放送事業者からの回答では、今回の裁定はこれまでの判断を踏襲した形であり、放送事業者側の主張は反映されていない以上、今回の裁定結果が当社の主張に影響を及ぼすことはなく、問題解決につながるとは考えられない。また、大分の事例はアナログ再送信は同意しているが、デジタル再送信は同意しないという事例であり、当社は区域外再送信そのものに同意していないという点が異なっているとの回答でした。

裁定後の動向につきましては、有線テレビジョン放送事業者の回答では、発局同意が再送信の必要条件である以上、正当な理由がない状態で同意を拒まれれば、ケーブル事業者としては大臣裁定を申請するしか受信者を保護する手段がないのが実情です。

社内体制面では、今後とも再送信同意期限の管理を徹底し、期限切れ等の事態が発生

しないよう努めますとの回答でした。

他方、放送事業者からの回答では、当社としては、同意すべきとの大臣裁定が出た場合、有線テレビジョン放送法13条8項の規定により、裁定によって同意がなされたとの同じ状況であるので、同意書そのものの交付が不要であると理解しているとの回答でした。

以上、駆け足でございますが、日本海ケーブルとテレビせとうちについての意見聴取の結果でございます。

その他の事業者につきましては、おおむね同じ部分が多くございます。また、時間の関係もございますので、説明は割愛させていただきますが、同様の観点で取りまとめておるということを付言させていただきます。

以上でございます。

○根元部会長 どうもありがとうございました。

トータルで10件でしょうか。諮問についての説明をいただきました。

何かご質問ございますでしょうか。

○関根部会長代理 平成9年の時点で、もう既にテレビせとうちが区域外再送信には同意をしないという決定をしているようですね。要するに、1年間という期限においては、同意をしていたにもかかわらず、その期間内に不同意の決定がなされています。この同じ時期に、どうやらポケモン事件というのがあったらしいんですけども、すみません、内容がよくわかっていないので、一体どんな事件だったのか教えていただけますか。簡単に結構です。

○藤島地域放送課長 簡単にご説明いたしますと、ポケモンのアニメの中で、フラッシュするような、あるいはぴかぴかと光って、それが目に悪い影響を与えて、子供たちが気分が悪くなったりとかいうような事件がありました。

○関根部会長代理 思い出しました。アニメの光過敏症の事件ですね。

○藤島地域放送課長 はい。アニメの問題です。この問題があつて、テレビ東京のほうでこの問題に対して対応をとろうとするときに、テレビ東京がネットワークしていないエリアで、同様の被害報告があつたということが、テレビ東京にわかりまして、そのことから、なぜ系列局のないところで、そういう問題が起こるのかということで、実は区域外再送信の問題が関係していたというようなところが判明いたしました。

そういうことがありまして、ポケモン問題をきっかけに、テレビ東京につきましては、

区域外再送信の問題について、非常に全国をチェックして厳格に対応するようにということを、各ネット局のほうに出したというような経緯があったようでございます。

○関根部会長代理　わかりました。

○根元部会長　ほかございませんか。

アナログで裁定が出てきたわけですけれども、我々としては、その裁定に対して判断をしなければならないわけですが、たくさんの資料の中で、事務局にまとめていただいた論点整理がございます。きょうの時点では時間も限られていますので、詳細まで立ち入れないと思いますけれども、裁定を下すに当たって、論点等においてさらに検討しなければいけないことがあるかどうかということを、確認しておかないと、なかなか限られた時間内で対処ができないと思います。

資料はたくさんございますけれども、基本的に最後の21-17の資料でしょうか、それで、その論点をまとめていただいていると思います。その中で、①番目が裁定申請の要件確認ということで、これはもうどうしても2者間での協議が、これ以上は進展が望めなくて、やむを得ないので、裁定のほうに来たと確認するか、しないか。もし確認しないなら、おそらく中国の総合通信局に戻して、もう1回やりなさいという話になって、ここでの議論はストップするわけですが、これを見ますと、中国の総合通信局でもいろいろ調べていただいて、もう長年にわたって平行線をたどっている。

片方は同意してくれということを行っているけれども、10年来、他方はだめだと。公式に言っているかは別としてですが。中国総合通信局が協議をやりなさいと言っても、どうもそれ以上進みそうもないというのが、特にCATV事業者のほうから出ているわけです。

それを受けて、やはり裁定申請の要件は確認しているかどうかというところを、確認したいと思いますが、いかがでしょうか。やむを得ないかなという感じはするんですが、いかがでしょうか。

○大谷委員　よろしいでしょうか。

実際、長年にわたって平行線をたどっているという実態が現にありますし、ケーブルテレビ事業者のほうから協議の申し出が実際にあって、協議機会を積極的に設けようとしている実態も見られると思いますので、協議に臨もうとしながら、協議が不調になってきたという背景が確認できたところから、もうそう言っていると思います。

また、放送事業者のほうからも、例えば、整理していただいた意見聴取結果の3ペー

ジなどで、当社1社のみが解決できる問題ではなくて、民放連やキー局も含めた業界全体のルールづくりが必要だということで、これ以上、協議を続けても難しいというようなニュアンスがくみ取れると思いますので、今、協議不調という状態と認識して、全く差し支えないと思います。

むしろ、中国総合通信局での確認結果というよりは、個々にこうやって聞いていただいた結果の中から、そういうくみ取れるということで認定していいと思います。

○根岸委員 結論的にそのとおりだと思いますので、賛成です。非常に異例です。平成13年から19年までというのは想定外というか、普通であれば、10年で切れるんですよね。だから、切れる前に協議して、いくら何でも数カ月とか、そんな感じでしょう。

だから、もちろん今後の制度改革というのがありますので、それはそれとして、また検討したいことになりましたが、現行法のもとでは、これは非常に異例の状態がずっとある。何かこう、もし現行法のそのままであれば、やはりもうちょっと早く処理するというか、ような工夫が多分必要なんだと思います。結論的に今おっしゃるとおりです。

○根元部会長 それでは、裁定申請の要件は確認されているので、裁定作業に入るとさせていただけたいと思います。

私は今、資料21-17を見ておるんですが、2ページを見ていただきますと、論点はやはり、大分でもありましたけれども、放送の地域性及び県域免許制度との関係というのがございます。放送事業者、有線テレビジョン放送事業者の意見もあります。おおむね大分で議論をしたと同じような意見が出ているかと思います。一部地域性があるのにはあるんですが、これに関しては、おそらく大分のときに我々が考え至った結果と、そう大きくずれることはないと思うのですが、何かご注意はあるでしょうか。

おそらく放送の意図ということについて議論して、大きく影響を及ぼさないという観点からすると、大分で議論したと同じような立場で、この点を検討していくということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○根元部会長 ありがとうございます。

3ページでございますが、③番目は、経営的な影響と地元放送事業者との承認、これも大分で大いに議論させていただいた事例でございます。これも先ほどと同じように、現行法のもとで再送信によって、明らかにまずいという点にはならないということになっているわけですが、これも同じように考えてよろしいでしょうか。よろしゅうござい

ますか。

(「はい」の声あり)

- 根元部会長　それでは、4ページでございます。4ページ、著作権、これも大分の場合と同じでございます。著作権問題は別な法律なので、そこで議論すべきである。放送の意図を担保するという観点から、この部会では直接には触れないという格好になっているかと思いますが、こういうスタンスで事務局にまとめていただくことになるわけですが、進めていってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

- 根元部会長　ありがとうございます。

その次は、5ページの視聴者に与える影響でございます。これは県外の放送を見てとか、危険とか緊急とかという話だと思いますが、これも大分のときにいろいろ議論させていただいております。非常に大きな影響があるか、ないかというところが決め手だと思います。今回の場合も、市民に対して大きな影響があったか、ないか。もしなければ、大分と全く同じように考えて構わないと思いますが、よろしいでしょうか。

- 大谷委員　その点について、1点。新しいサービスで、地震のP波を検知して、S波が届く前に、素早く対策ができるようなサービスが、多分10月ぐらいからでしょうか、導入されるという新たな状況になっていまして、確かに現在P波が届いている地域というのは限られるとすれば、災害対策ということに少し影響を及ぼす可能性もなきにしもあらずなんです。ただ、実際にそのサービスの内容というのが、現在新サービスが新たに開拓されているとはいえ、そのサービスメニューなど、実態の地元の方の生活にどのぐらい影響が及ぶのかということについて、全く予測もできないということからしても、今までの考え方を継続して差し支えないと私は思いますが、新たなサービスが登場しているということを踏まえて、少しそれに配慮した整理が必要かなと思っております。

- 根元部会長　NHKがやるのは知っておりますが、このサービスは民放もやるんですか。

どうぞ。お願いします。

- 吉田地上放送課長　地上放送課長でございます。

緊急地震速報につきましては、本年10月1日から一般に情報が提供されるということで、放送事業者もそれを受けて、放送をすることの検討を進めてまいりました。その中でさきにNHKが実際に放送を行うということを発表するとともに、今週に入りました。

て、民法連としても、例えば2次被害、車を運転中に聞いてびっくりして急ブレーキして、後ろは聞いてなくて追突するとかという、そういう問題を解決していく必要はあるけれども、やはりそういうことに積極的に対応していこう。そういうことを、民放だけでなく、関係者で解決していただく努力を続けていただくことを要望しつつ、民放としても、できる限りそういう公共的な使命には対応していこうという大まかな方向を出しております。

その結果、各社がどう対応するか、私どもはまだ取りまとめておりませんが、幾つかの社は、実際に10月1日からサービスを開始する計画だということを既に発表しております。これは、基本的にはもちろん県域の放送局それぞれにおいて、どういうふうに緊急地震速報に対応するかということ判断することになると思いますが、実際には多分サービスの的には、例えばこの地域で10秒後に地震が来るという予測もできるんですけども、1つの県内でも広ければ、そこで秒がずれることがありますので、サービスとしては、例えば、間もなく地震が来ますと、そんなイメージの警告になるんだと思います。

そこのご判断は、もちろん委員の方々に、この先はということですけども、そういう意味で、例えばこれが、ここの県はどうか、そういう地震自体が県の境で分かれるわけでないということと、例えば何秒ということは、厳密に放送をしていくとなると、当然地域によってずれが出てくる範囲をどう考えるかということがございますが、多分サービスとしては、そういうことをやると、同じ県内でもずれてくると、自分たちの中でもずれてくるとということがありますから、そこはまだ詳細を決めていない社も多々ございますけれども、そういう厳密なものではなく、あくまでこういうことがもう間もなくあるから、みんな構えてよというような形の警告になるものを検討していると聞いております。

○根元部会長　　どうもありがとうございました。

どうぞ。

○藤島地域放送課長　　あと、若干つけ加えさせていただきたいと思うんですけども、ケーブルテレビのほうは、むしろ逆に個別の家ごとに受信機を設置できますので、まさにその地点で何秒後に来るというのは、かなり狭いエリアでわかるので、むしろケーブルテレビはケーブルテレビの独自サービスとして、セットトップボックス以外に受信機を置いて、そのサービスをやろうという取り組みをやっている事業者が実際はかなりご

ざいます。

ですから、ただ、今回の区域外再送信をやろうとしているところが、そのサービスをやっているかどうかはわかりませんが、もしそのサービスを対応していれば、おそらく区域外再送信の放送よりも、視聴者としては、ケーブルテレビの独自サービスのほうを利用すると思います。

サービスを利用しないとすると、今、地上放送課長が申しあげましたテレビ放送を見てということになるかと思いますが、その場合については、どの道、地上放送というのは非常に広いエリアなので、特段の問題にはなりにくいかなというのが、現在の認識でございます。若干つけ加えさせていただきました。

○根元部会長　ありがとうございます。

部会として、新しく出る地震予知に対して、地域外再送信は大きいデメリットにはならないという技術的な観点、例えば宮城県だったら、北から南まで100キロぐらいあるわけです。それで、4キロのずれがあったら、結構遅れるわけです。地域外で、地域外再送信をやっているところの境界から入って、あまり離れていないと、状況はあんまり変わらんとするのです。

そういうケーススタディーみたいなものと、CATVのほうも技術的に考えるでしょうみたいなこと、そういう議論のほうがいいかもしれません。恐縮ですが、事務局のほうで、その辺は少しおまとめいただければ、幸いです。

○藤島地域放送課長　はい。整理させていただきます。

○根元部会長　視聴者に与える影響でございますが、ほかにありますでしょうか。よろしゅうございますか。

その次でございますが、6ページでございます、アナログ放送の配信に関する同意状況、これは前回の大分と大いに異なるところでございまして、資料を見させていただいても、いろいろ状況を異にしているように思われます。それと、後で説明があるかもしれませんが、違法であるということを総務大臣が明確にうたっていることもございまして、これを慎重に検討しないといけない。一括として、これは問題がないという議論はできないような状況と、私は拝見しております。

大分の場合は許可を得ていて送信を止めたということに対しては、大分ケーブルテレビジョンから改善策をいただいて、それを見て判断をしたわけですが、今回はそれと全く違った方法の整理をしなければいけないということだと思っております。これは次回以降、

いろいろ考えて、先生方にご議論をいただいて、部会としての判断をせざるを得ないな
とっております。

ですから、⑥に関しましては、配信に関する同意状況につきましては、前回とは違う
全く新たな問題であって、ここで結論を得なければいけないということの同意を得て、
きょうはここで終わりたいと思うんですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○大谷委員　　よろしいですか。

中国総合通信局のほうでは、違法というのはもう断言してしまったというのは、間違
いないですよという確認と、それから、実際に同意が切れた状態というか、同意書
の期間が満了した後の、例えば契約期間後の措置とか、そういったものが同意書の中に
明文化されていたのかどうかというようなことについても情報をいただいた上で、次回
以降の議論をしたいと思っております。

○根元部会長　　CATV業者と放送業者の組み合わせで、いろいろなバリエーションが
ありまして、片方は同意書を出したくないというのはかたくなに守ってしまっていて、か
といって、暗黙だととれるものもありますし、いろいろ複雑でございますので、その辺を
事務局に整理をいただいて、必要とあらば中国総合通信局に事実確認をしていただいて、
次回おまとめいただいて、出していただくのがいいのかなと思います。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○根元部会長　　それでは、その次の⑦でございますが、情報格差の是正でございます。

これはやはり大分でした議論と同じであるかと思えます。これも大分で判断したことを
ベースにまとめる方向に進めてもらって差し支えないと思えますが、いかがでしょうか。
よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

○根元部会長　　それでは、⑧番目、8ページでございますが、裁定制度の見直しでござ
います。これも大分で議論がございました。我々は大臣への答申のところに、ただし書
きで見直しをしてくれということをして……、見直しじゃない……。

○藤島地域放送課長　　検証。

○関根部会長代理　　検証。

○根元部会長　　検証をしてくれというような文章にしております。それはそれで、総務
省がどうとられるかはわかりませんが、ここで議論となっている裁定の見直し等

は、当部会の範疇外かと判断いたしまして、これも前回と同じような判断でいかざるを得ないと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○根元部会長　それでは、大分でやったのを1つベースとして話の進め方をまとめさせていただきます。裁定の出ている資料の論点をまとめまして、それを8点にまとめ直して、それについて議論していきますけれども、アナログ放送の配信に関する同意状況を除いては、大分のときに大いに議論した点をベースに、実質上話をまとめていただいて、次回ここに提出していただいて、それをベースにまた議論させていただく。

同意状況については、状況をよくまとめていただいて、そこで新たに議論をさせていただくというような方向で進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○根元部会長　では、そのようにさせていただきます。

それでは、藤島課長からご説明いただいた資料、論点整理でございますが、これに関して何かご意見ございますか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○根元部会長　それでは、続きまして、今後の進め方でしたか。

それでは、中国地方の裁定申請に関する今後の審議の進め方(案)についてご説明をいただければと思います。

○藤島地域放送課長　それでは、A4の1枚もの、資料21-19に基づきまして、今後の審議の進め方について、事務局で考え方をまとめさせていただいたものを、ご説明をさせていただきます。

本諮問案件の審議の進め方につきましては、次回の有線放送部会におきましては、中国総合通信局が行った裁定申請者及び裁定対象者からの意見聴取の結果を参考としつつ、事務局において、本日の方向性に基づきまして、まず裁定案を作成いたしまして、それに関する審議を行い、異論がなければ、答申をさせていただくということではいかかかとご提案をさせていただきたいと存じます。

もちろん、本日、先ほどの論点⑥、特に違法状態についてという大論点が解決されておらない状況ですので、出させていただきます裁定案につきましては、そこをあらかじめ織り込んだことで、ご議論によって結論そのものが変わる可能性も十分ございますが、審議の効率化に資するために、議論をして、それからゆっくり裁定を書くということでは

なく、裁定案文としていったん事務局のほうでまとめさせていただきまして、それをもとにご議論をいただき、前の大分のころの一番最後のころにやった、ああいうような形で進めさせていただくということではいかがかとご提案をさせていただきたいと存じます。

○根元部会長　それでは、ご説明いただいたようなスケジュールで進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

私としては、同意のところにバラエティーが出て、判断が異なる可能性もあって、その辺は慎重にやったほうがいいと思います。もし次回で結論が得られなかったら、あえて次回でもなくてもいいと思うんです。

○藤島地域放送課長　はい。

○根元部会長　もし委員の先生方の全員の賛成が得られたら、問題ないのですけれども、少々割れたら少し時間をかけて丁寧にやっていきたいと、そういうふうに考えますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○根元部会長　では、そのようにさせていただきたいと思います。

最後に、再送信同意に関する規定等についてご説明をお願いしたいと思います。

○藤島地域放送課長　それでは、最後に、資料21-20につきまして、ご説明をさせていただきます。

これが先ほど論点⑥ということで、大いに議論になっておる違法性の観点、再送信同意が切れているという状況について、違法かどうかということをご判断いただくための1つの参考資料といたしまして、事務局のほうでまとめさせていただいたものでございます。

まず、1ページでございますが、有線テレビジョン放送法第13条第2項の再送信同意に関する規定を、ここで改めて掲げさせていただいております。有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者の同意を得なければ、そのテレビジョン放送を受信し、これを再送信してはならないというのが、2項の骨子でございます。

これにつきまして、2重囲みにありますとおり、まず同意を得なければ再送信してはならない。2番目、ただし、その一方、文書で同意を得なければならないということではないということでありまして、文書による同意書が有線テレビジョン放送法13条2項上必要ということでないということを、まずご確認をいただければと思います。

2ページでございます。参考①として、同意を得ずに再送信した場合の業務停止命令

及び業務停止命令に従わない場合の罰則について規定を掲げさせていただいております。

次に、3ページでございます。参考の②といたしまして、同意というものの法律用語の意義について、役所のほうがよく利用しております法令用語辞典というところから引用したものを、ここに参考までに掲げさせていただいております。

法令用語辞典によりますと、下線部のところですが、同意については、他の者がある行為をすることについて賛成の意思を表示することとなっております。

また、比較の観点から、合意の項において、同意について説明されている部分があり、そこを引用しますと、これも下線部分ですが、同意という場合は、当事者の一方の意思の発動に対して他方が賛成するという意味があるというように、同意については、賛成の意思を表示するということが必要なのではないかということが、ここからはうかがわれます。

次に、4ページでございます。再送信同意に関する総務大臣への届け出に関する規定につきましてご説明を申し上げます。有線テレビジョン放送法第12条におきましては、有線テレビジョン放送事業者になろうとする者は、再送信業務の有無その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。有線テレビジョン放送事業者が届け出た事項を変更しようとするときも、同様とするとなっております。

その下に、その他、総務省令で定める事項に関して掲げておりますが、総務省令上、再送信業務の有無のほか、再送信同意についても記載することとなっております、ありの場合は同意書の写しを添付するということが規定上、定められております。

次に、5ページでございます。上の囲みが変更の届け出に関するものでございますが、再送信業務を新たに追加したなどの場合につきましても、その再送信同意書を添付するというようにしておるところでございます。

下の二重囲みのところにまとめさせていただいておりますけれども、有線テレビジョン放送法上第12条の規定に基づきまして、再送信業務の有無を届け出なければならないこととなっております。また、新たに再送信業務を行う場合には、同意書の写しを添付するという取り扱いとしております。

6ページですが、参考として、届け出義務の違反の場合の業務停止命令及び業務停止命令に従わない場合の罰則につきまして掲げさせていただいております。

次に、7ページでございますが、これも参考といたしまして、有線テレビジョン放送法第27条の規定に基づきまして、総務大臣は、再送信についての同意に関する事項に

関して、有線テレビジョン放送事業者から報告を徴収することができるという規定を掲げさせていただいております。

最後に、8ページから9ページにかけまして、本年3月に参議院予算委員会で、違法再送信についての議論が行われたことがございまして、その際の国会審議の様態を添付させていただいております。

8ページ、下から4つ目の白委員の発言の部分でございますが、これと言いますのは、同意を得ずに再送信を行っていること、これっていわゆる法律違反ですよねとの問いに對しまして、総務大臣から、そのとおりでありましてという答弁がなされております。

以上、まことに駆け足でございますけれども、資料21-20についてのご説明でございます。

○根元部会長　　どうもありがとうございました。

再送信同意についてでございますが、次回以降、この同意についての定義自体、取り扱い方等々に参考になるだろうという資料でございます。何かご質問ございますでしょうか。

本日の議題は以上でございますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

事務局から何かご連絡はございますか。

○藤島地域放送課長　　結構でございます。

閉　　会

○根元部会長　　それでは、本日の会議は、これで終了したいと思います。次回の有線放送部会につきましては、9月26日水曜日でございます。午前10時からこの場所で開催することとなっておりますので、よろしく申し上げます。

以上で、閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。